平成２９年（フ）第２８９号
千葉市緑区鎌取町89番地　ハイツトエダＡ204号
債務者　江澤美穂子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９０号
千葉県船橋市高根台５丁目１番269棟304号
債務者　坂口　雅子（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９８号
千葉県市川市末広１丁目１番７－202号　（クレインヒルズ）
債務者　荒井　　竜
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３００号
千葉県市川市欠真間２丁目23番22－305号（ノイエス南行徳）
債務者　菊池　　勇
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１５号
千葉県市川市塩焼５丁目４番５号（メゾン・ド・アダチＡ－105号）
債務者　髙畑　勇二
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８号
川崎市中原区今井西町８番17号　芳美荘103、前住所川崎市中原区木月祇園町16番16－303号
債務者　石井沙綾香
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
川崎市宮前区潮見台３番６号　繁美荘　102、前住所川崎市宮前区有馬１丁目13番11号　鷺沼レジデンス　102
債務者　齊藤　喜子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
川崎市多摩区登戸新町377番地１　多摩コーポ　201
債務者　吉村　秀和
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
川崎市中原区木月伊勢町５番23号　第２股村荘　202
債務者　金澤　千春
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
川崎市川崎区日進町10番地５　初音　216
債務者　吉本　直史
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
川崎市中原区井田杉山町31番20－106号
債務者　新井　弥生（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
川崎市川崎区川中島２丁目８番12号　近蔵荘202号
債務者　塩田　茂樹
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
川崎市川崎区大師町６番７号　レインボーの家川崎大師町　204
債務者　植村　　稔
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
川崎市幸区古川町39番地　メゾン小松崎103
債務者　古田　千幸
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
福岡県大牟田市千代町６番地８　千代町団地64号
債務者　西牟田道子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２０号
三重県伊勢市馬瀬町1112番地　メゾンユートピア101号室、前住所三重県伊勢市馬瀬町847番地６
債務者　強力　　隆
1　決定年月日時　平成29年４月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
岡山県倉敷市西富井1110番地２　コーポ大高Ａ101
債務者　光藤　　歩（旧姓笹岡）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係